平成１９年第２回豊後高田市議会臨時会会議録（第１号）

○議事日程〔 第1号 〕
８月２３日（木曜日）午前１０時　開会
※開会宣告
※開議宣告
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　第５１号議案から第５３号議案まで及び第５号報告並びに報第１０号上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
日程第４　第５４号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
日程第５　第５５号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（２２名）

１　番	近藤紀男
２　番	成重博文
３　番	安達　隆
４　番	尾上真一
５　番	山田秀夫
６　番	松本博彰
７　番	中山田健晴
８　番	河野徳久
９　番	明石光子
１０　番	土谷　力
１１　番	村上和人
１２　番	鴬海政幸
１３　番	後藤龍太郎
１４　番	安東正洋
１５　番	北崎安行
１６　番	川原直記
１７　番	河野正春
１８　番	山本博文
１９　番	菅　健雄
２０　番	堂園慶吾
２１　番	徳永　浄
２２　番	大石忠昭

○欠席議員（０名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	増田正義
議事係長	清水栄二
書記	安藤雅俊
書記	近藤浩二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	永松博文
副市長	都甲昌叡
会計管理者兼市参事兼会計課長	青野素久
市参事兼総務課長	佐藤良雄
市参事兼真玉市民センター長	北崎順一
市参事兼香々地市民センター長	小野俊久
市参事兼環境課長	水江義和
プロジェクト推進課長	中嶋栄治
財政課長	野村信隆
税務課長	河野清一
市民課長	河野三男
福祉事務所長	大園栄治
子育て・健康推進課長	安東良介
商工観光課長	桑原茂彦
農林振興課長	小野　彰
農地整備課長	尾形雄治
建設課長	奥田秀穂
下水道課長	高瀬日出男
総務・法規係長	久保健一
秘書広報係長	川口達也
行政管理第一係長	飯沼憲一
情報政策係長	河野真一

教育庁

教育長	都甲桂一
総務課長	安東洋義
学校教育指導室長	早田義司郎

○議長（菅　健雄君）　おはようございます。
ただ今の出席議員は２２名で、議員全員の出席であります。
よって、平成１９年第２回豊後高田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。
○議長（菅　健雄君）　これより本日の会議を開き

ます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（菅　健雄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、７番中山田健晴君及び８番河野徳久君を指名いたします。

○議長（菅　健雄君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅　健雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日１日限りと決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりです。

○議長（菅　健雄君）　日程第３、第５１号議案から第５３号議案まで及び第５号報告並びに報第１０号を一括議題といたします。

○議長（菅　健雄君）　提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君）　本日、ここに第２回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中にもかかわりませず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案及び報告について、その大要をご説明申し上げます。

第５１号議案は、「工事請負契約の変更について」でございまして、豊後高田市ＣＡＴＶ施設整備工事の設計変更に伴い、請負契約を変更したいので議決を求めるものでございます。

第５２号議案は、「工事請負契約の締結について」でございまして、豊後高田市ＣＡＴＶ施設整備工事の第２期工区伝送路工事の請負契約を締結したいので、議決を求めるものでございます。

第５３号議案は、「工事請負契約の締結について」でございまして、豊後高田市ＣＡＴＶ施設整備工事の第２工区センター整備工事の請負契約を締結したいので、議決を求めるものでございます。

第５号報告は、「豊後高田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」でございます。

この条例の適用にあたり、事業の実施基準は、急傾斜地の高さが５メートル以上と規定で定めていましたが、しかしながら、先般の梅雨前線による長雨や台風の影響で高さが５メートルに満たない崖地の崩壊が発生し、このまま放置しておけば、人命・財産への影響が懸念され、早急に救済の必要が生じたために、高さ基準を３メートル以上に緩和し、３メートル以上５メートル未満の分担金の額を新たに定めるため、専決処分させていただきましたので、承認を求めるものでございます。

報第１０号は、「損害賠償の額の決定及び示談について」でございまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分をしたので報告するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅　健雄君）　おはかりいたします。

本案及び本件については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅　健雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、第５１号議案から第５３号議案まで及び第５号報告並びに報第１０号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

２２番大石忠昭君。

○２２番（大石忠昭君）　ちょっとお待ちください。分割審議になっちょったから、一括でいいかと思ったら、提案理由説明がなかったわけよね。わかりました。

それでは、日本共産党の大石であります。

いま提案されてる議案、報告について質疑をしたいと思います。

最初が、第５１号議案の工事請負契約の変更の議案についてであります。

今回、これ計算してみますと、変更額が６億７，３６９万余の金額で、当初の契約金額に比べますと約４０パーセント増の事業計画になっています。この計画、いわゆる事業設計変更の具体的な内容、これはもういわゆる当初計画そのものが問題だったということなのか、どういう理由で、今回これだけ大幅な変更をするということになったんかと。

例えて、豊後高田市にも長い歴史がありますけれ

ども、河内の丸山ダムのときに、ここで肥え太った業者がおるわけなんですけれども、もう当初の計画は、非常に安い金額で設計変更、設計変更、設計変更で、当初の何倍もの工事になった例もありましてですね、その業者がいま、高田でも相当な力を発揮しているようですけれども、それで私は、その一部変更したその事業内容や、その変更、当初計画に組み込むことができずこういう形で変更しなければならなくなったその理由ですね、市民がわかるように市長から説明をしてもらったらと思うんです。

本来ならば、こういう問題は、やっぱり全員協議会なり開いてですね、やっぱり皆さんに理解をしていただいて、これはやっぱり住民負担が伴う事業ですから、広くやっぱり住民の加入を促進するということになると、やっぱり議員の協力というのが非常に大事になると思うんですけどね、どうも市長は、そういうような手法をとらずで、なんか市民からワンマン、ワンマンと厳しい指摘があるようですけれども、そういう意味からもね、今日は、市民の中に、市長からこの理由について、わかりやすく明確に説明していただきたいと思います。

次が、そのことによって、この１期工事の総事業費が２３億6，９００万という大きな事業になったんですけれども、この財源内訳について説明をしてもらいたいと思うんです。

それから、設計変更することによって、事業の完成の期日ですね、完成目処が少し延期することになったのか、いやそういうことはないと、なるべく早く完成させて、市民にサービスすべきことは、早くサービスを提供するんだということになるのかどうなのかね、この事業変更に伴うサービス開始の時期について、市民はどのように理解をしたらよいのかね、私たちも市民に説明せんといかんからですね、その辺分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

次が５２号議案であります。

５３号議案と比較してみますと、それぞれ第2期工事なんですけれども、５２号のほうは伝送路工事、３号のほうは、５３号のほうはセンター設備工事というふうに説明されています。で、昨年の９月議会で、ここで議決しました第１期工事の工事契約議案というのは、こういうものを含めた一本だったと思うんですね。で、当初でそのときの説明では、いわゆる落札価格というのが市の予定価格の８０．１パーセントだったと思うんですけれども、今回これを２つに分けた理由、２つに分けたら８０．１パーセントよりも安く、さらに競い合って安い単価で契約できるということで２つに分けることになったのかね。実際は、この入札の結果、予定価格と比べてみて８０．１パーセントよりも低単価で契約することになったのかどうなのか、その辺を説明をしてもらいたい。

それから、この伝送路工事については、私の理解では、１期工事では、農業振興地域区域内の工事だったと思うんで、今度はこの私ども住んでおります旧高田の部分、市街地の部分だと思うんですけれども、実際に市民が理解できる形で、この２億、約３億の事業というのは、どういう事業をこの市の中心地で実施をする工事なのかと、も説明してもらったらと思います。

それから、その財源内訳についてもね、交付金やあるいは合併債や一般財源がどれぐらい予定されてるのか。

次が、５３号については、この第２工区のセンター設備整備工事となっておりまして、これも２億3，１００万ですかね、なんですが、今度はこちらのほうは、契約の方法は、一般競争入札ではなくて随契という方法をとっています。で、いままでこれらの大きい工事で随契という契約方法というのはなかったんではないかなと私思うんですけれども、随契することによって、前回８０．１パーセントの落札価格やったんやけども、随契にすることによって、それよりも下がるから随契ということになったのかどうなのか、その辺も市長から、これ市長の権限でやったというきね、これ本来ならば、これだけいま談合問題も含めていろいろとですね、工事契約問題というのは、社会問題になってるだけに、やっぱりこの透明性が問われる問題だと思うんですよね、それなのに随契やると。しかし、随契やることについても、もう議会とは一切相談もないと、いう方法というのも何かなあというふうにちょっと疑問を持つものなんですよ。その辺、市長から市民に、議員を含めて市民が理解できるような形で説明をしてもらったらと、この辺についても、財源内訳なども説明を求めます。

次が、報告５号、第５号報告かね、についてですが、いま、市長からの説明で、台風災害で緊急事態で専決処分でやったということでありまして、それは了といたしますが、まあ、元々豊後高田市では、こういう県単や国の事業に該当する以外の事業につ

いてはね、まあ個人負担でないと事業できなかった。それが、おそばせながら、豊後高田市も５メーター以上については、本人負担、受益者負担１割出せば市が事業主体でやりますよということになったわけですね。これ私も賛成討論をしたわけなんですけれども、今度５メーター以下についてもね、その代わり受益者負担３０パーセント出せば、市が事業主体でやりますよということになったわけです。

よって、私が質問したいのは、今回台風災害でたまたまそういう案件があって、急遽条例改正をやって専決でやったということなんですが、今後も、今後も市内全域どこでも、そういう事例があった場合に、受益者負担が伴うんですけれども、３０パーセント出すからやってくれということになれば、抽選で何件かやって、あと落とされるということないように、どこでもそういう災害時に備えて、こういう条例改正した以上は、どこでも該当があれば、それは市が事業主体でやりますということでよいのか、そういうように理解してよいのかね、そうしてもらいたいと思いますので、質問しておきます。

ちなみに、今回専決処分をしたということになると、何件ぐらいあったのかね、そこも説明してもらったらと思います。

次が、報告１０号もありましたので、報告１０号では、これ広域農道の側溝の蓋が割れたということなんで、市が損害弁償しなければならなくなったということなんですが、この原因ですね、その蓋そのものがこう構造上の問題、いわゆる厚さが悪いとか、もう鉄筋が古くなってるとか、いや半分割れておったとか、どういうことで、普通、普通の設計で、普通の側溝の蓋ならば、普通割れないですわね。普通割れないと思うんです。だけども、私どもの理解では、なんか広域農道については、最初から溝蓋をつける、蓋をつけるような側溝になってない。林道もそうですわね、とこが多いんではないかと思うんですよね。だから、その辺の関係で、何かその溝蓋そのものの実際が、実際使われていた溝蓋そのものが、規格外のものであったのかなんだったのかね、このいわゆる原因について、市民の前に明らかにしてもらいたいと思うんです。

で、この教訓からね、やはりこれは弁償の金額云々じゃなくて、もう事故を起こすということだったら、本人がね、もし大変な事故になった場合ちゅうのはもう大変な問題があるのでね、やっぱり全市内点検をして、こういうその二度と市の落ち度によって、市民が事故に遭うようなことのならないようにね、やっぱりパトロールをやって、整備すべきとこは整備をしていただきたいと思うんですけれども、この事故の教訓で、何かそういう形で点検をしたとか、何箇所かは同じような場所があるので、それ整備したとかということになってるのかどうなのか、聞いときます。

以上です。

○議長（菅　健雄君）　プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長（中嶋栄治君）　まず５１号議案に関するご質疑についてお答えを申し上げます。

５１号議案に関する設計変更の主な内容といたしましては、すべての加入者宅に告知端末機器を整備するため、当初設計では、公共施設のみを対象として７２台であったものを、1万３２０台へ数量変更したものでございます。

併せまして、伝送路設備関係工事として、伝送路のルート変更、及び宅内に引き込むための引き込み伝送路に使用する光ファイバーケーブルをクマゼミ対策仕様に変更したこと、また、センター施設にＮＴＴ局舎を使用するための変更でございます。

次に、変更の理由についてでございますが、昨年１２月定例会で議決をいただきました豊後高田市ＣＡＴＶ設備工事は、総合評価落札方式と呼ばれる一般競争入札で実施をいたしました。この総合評価方式の審査項目の一つとして、告知端末機器を活用した新たなサービスの提案を掲げておりました。当初設計では、一般的な告知端末を必要最小限の数量しか設計に盛り込んでおりませんでした。結果的には、入札参加の３社とも、革新的な告知サービスの提案はなく、一般的な提案であったことから、今回設計変更を行ったものでございます。

また、ＮＴＴ局舎の利用につきましては、通信サービス事業者がＮＴＴ西日本に決定したことから、ＮＴＴ局舎を活用したほうが通信の連結の効率がよいこと、また、新規にサブセンターを整備するよりも経費的に安価であることから、変更したものでございます。

この設計変更に伴います設計変更後の契約金額２３億6，９９５万8，１５０円の財源内訳でございますが、農林水産省交付金が5億2，７７５万円、合併特例債が１６億2，３６０万円、一般財源が２億1，８６0万8，０００円と予定されております。

それから、今契約変更に伴う工期の変更はございませんので、いままで私どもから各市民の方々にお伝えいたしていましたように、６月から開局開始ができるものというふうに考えております。

それから、５２号議案、５３号議案に関する質疑にお答えを申し上げます。

ケーブルテレビの布設整備におきましては、先程申しました昨年１２月の定例会で議決をいただきました農業振興地域を対象とした工事を総合評価落札方式と呼ばれる入札方式を用いて、施工事業者の選定と同時に、通信サービスをＩRU契約方式で提供する事業者の選定を行いました。これによりケーブルテレビ事業における通信サービスの提供は、ＮＴＴ西日本が行うことになりました。

今回、第２期工区として、市街地地域の施設整備にあたりましては、総務省所管の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用するため、農林水産省の補助事業を活用している先行発注工事とは別に発注する必要がございます。

発注にあたりましては、市内全域における均一の通信サービス、具体的に申しますと、告知放送サービスや光電話及びインターネットを提供することに支障を来さず、かつ公平性な競争性を確保するため第２期工事の中から、入札が可能な部分を伝送路工事として切り出し、指名競争入札による発注を行いました。

一方、通信機器等の整備に係るセンター施設の整備につきましては、市内全域で均一の通信サービスを提供する必要性から、同一通信事業者とＩRU契約をせざるを得ないため、技術的な理由から随意契約による発注を行ったものでございます。

なお、５２号議案におきます第２期伝送路工事の内容についてでございますが、市街地部分を対象とした光ファイバーケーブルの幹線伝送路及び加入者宅への引き込みの布設工事が主なものでございまして、光ファイバーケーブルの延長は、6万2，４００メートル、引き込み対象戸数は3，８１０戸となっております。これにつきましては、議案にございますように、株式会社九電工大分支店が落札をいたしました。落札率は8４．７パーセントでございます。

この財源内訳といたしましては、総務省交付金6，４９1万7，０００円、合併特例債1億9，８６０万、一般財源1，８８0万7，０００円が予定をされております。

続きまして、５３号議案にあります第２期センター工事につきましては、先程申し述べました理由から、ＮＴＴ西日本－中九州と随意契約をいたしておりまして、設計価格に対する割合といたしましては８３．７パーセントでございます。

財源内訳につきましては、総務省交付金4，０８1万2，０００円、合併特例債１１億7，４２０万、一般財源1，５９８万8，０００円でございます。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　建設課長奥田秀穂君。

○建設課長（奥田秀穂君）　第５号報告についての質疑にお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業は、住民の人命・財産等守る重要な事業でございますので、今改正に伴い、充分な事業効果が図れるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

それから、今回の発生件数でございますけども、７月の梅雨前線等によりまして、現在のところ２件対象となっております。そのうち１件につきましては、すでにもう施工中でありますので、残り１件については、現在当事者と施工時期等について協議中でございます。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　農地整備課長尾形雄治君。

○農地整備課長（尾形雄治君）　報告第１０号の質疑にお答え申し上げます。

事故の場所は、界の６２３番地の１ということで、具体的には、国道２１３号と交差するローソンの入口でございます。

当初は、交差点であるために危険性を回避するということで薄いブロックで設置しておりましたが、その後、数年前に、ローソンが進出してまいりました。それによって、側溝を通って買い物客が出入りするというような事態が生じております。そういうことで実際には厚いブロックが必要かと思いますけども、そのままの利用になっております。それで、当時、進出当時、占用許可証の提出が必要であったかと思いますが、それがされておりませんでしたので、現在、ローソンとその占用許可の手続きをいま現在進めておるという状況でございます。

なお、他の箇所については、現在調査中であります。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　２２番大石忠昭君。

○２２番（大石忠昭君）　再質問をいたします。マ

イクは入ったですね。

再質問をいたします。

最初に５１号議案について、いま縷々説明がありまして、変更内容については理解できましたけれども、なぜそれが当初段階で、まあその当初計画に組み入れなかった、入れなかったかというのは、まだちょっと理解ができないんですよね。で、その辺市長、市長が相当先見性をもって事業やってるというように自負しているようですけれども、なぜこんなに事業費、事業費、事業額で４割も増額するような工事変更するようになったかということでね、当初計画に組み入れなかった、当初計画については議員についてもそれぞれ説明があったわけですね、その中にはこれはなかったわけですよね。それがなぜなのか、その辺、責任を感じてないのかどうなのかね。

これだけ４割も増加するような事業変更について、議員に対して市長から事前に説明がないということは一体なんなのか。その辺について、反省点があるのかどうなのか、市長の見解を聞きたいと思うんです。

それから、もう一つは、事業変更によって、まあ完成期日は変更がないというふうに言われました。で、実際には、ほんなら、あなた方は、いつ完成をさせる予定になってるのか。それから、いつからこのケーブルテレビのサービス事業が開始をするというように考えてるのかね。市民の前に、この場で明らかにしてもらったらと思います。

それから、次が５２号議案について、今回は入札の結果九電工大分支店が落札をして契約すると。ところが前回については８０．１パーセントの落札率が、今回は８４．７になったということなんですけれども、いまの説明の中で、この事業費はいわゆる引き込み工事費も含まれてると。で、市内の３，８１０戸を予定してるというふうに答弁があったと思うんです。で、実際にいま条例を作って、引き込み工事費は、来年の９月までに申し込んでいただければ、市民には免除いたしますというように条例作ったわけですわね。ね。だから、もうその分は免除するということは、もうすでにこの工事費の中で全部含まれておるということになるんですよね。

よって、３，８１０戸という、３，８１０戸については引き込み工事をやってもいいぐらいにもうこの九電工と契約を結ぼうとしてるんだけれども、実際にこの市街地、農業振興地域じゃない、市街地で戸数がどれぐらいあって、１００パーセント、市長は１００パーセント、１００パーセント加入をさせるんだと言われておるけれども、この３，８１０戸というのは、市街地の戸数の何パーセントを市が全額負担をして、引き込み工事をやろうとしてるのかということを聞きたいんです。

そして、この事業でいきましたら、まあ一般財源は２，０００万以内でいけるということなればね、やはりもうなんですかね、かなりこれだけ来年９月まで申し込めば、全額市が負担するといいながら、加入申込者がいま、市内全体では予定の３割程度しかないということなるとね、やっぱり何が引っかかってるんかという、そこ辺もやっぱよく市長が研究されててすね、やっぱりこの利用料金についても、もう少し下げるぐらいなことをやって加入率を促進するとかね、いるんではないかと思うんですけれども、そういう、こんだけ３，８１０戸分の契約をするんだけども、実際には、この市街化区域ではいま申し込みがどれぐらいになってるのかね、それ説明してもらったらと思います。

次が、５３号議案で、随契でやったところが８３．７パーセントのいわゆる設計単価との差が出てるわけですね。で、昨年のこの大きい工事について、一般競争入札を総合評価方式でやったところが、８０．１パーセントでこの同じ業者と契約できたわけですね。そうすると、私たちこんだけ市長が財政が厳しいんや、財政が厳しいんやとね、職員辛抱しよ、職員辛抱しよちゅうことで、かなりいろいろ無理させてるようですけれども、これだってね、せめて同じ業者であるならば、８０．１までは、最低ですね随契ならば話ができたんじゃないかと思うんですけれど、その辺市長どう思いますかね。そういう市長は政治力なかったんでしょうか。政治力が問われる問題やないかと思うんですけれども、市長がこの問題についてどう関与してですね、この８３．７パーセントということになったのかね。やっぱり最低８０．１パーセント以下に、一番悪く行っても８０．１パーセントでね、やるというぐらいな、同じ随契やるというならね、そういうことかできなかったのか、市長の見解を求めたいと思うのであります。

それから、次は、側溝の蓋の整備の問題で、いま聞きましたら、やはり広域農道ということで、本来の溝蓋じゃないんですよね。普通の県道や市道の溝蓋と違うわけですよ。よって、あそこにローソンが進出してきた段階でね、その占用許可を出す、その代わりにちゃんとした側溝を整備しよという契約が

いると思うんですよ。県がいままでやってるのは、全部隣の田んぼ埋め立てる場合は、そういう条件付けて埋立許可してるね。でしょ。これは広域農道であって、いまは市が管理をするようになったわけなんで、市がその辺、やっぱりローソンが進出してきたときに、そこまでやってなかった。そのためこういう事故が起こったということなると、この損害賠償金についてはね、やっぱりローソンに請求するちゅうぐらいな姿勢が必要だと思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。市長の見解を求めます。

それから、この事故は7月２１日に起こったわけです。ね、今日が８月２３日です。もう１ヶ月以上経ってるのにね、同じような事故を未然に防止するために、ただ、広域農道だけじゃなくて、市が管理する市道についてもね、やっぱりこれを教訓にパトロールをして、整備すべきところは早く整備をするというのが、やっぱり国民の命を守る、ね、本当に安全のために対策とるというのは、地方自治体としての大事な仕事だと思うんですよ。それをいまの話では、まだ調査中でありますというのはね、ほたらぬりいんじゃないかと思うんです。市長どう思いますか。

市長がこのことについて、どういう指示をしてるのかね。いまだに調査中なんか、調査こういうもんで、県なんかやったらですね、県のあそこの工事のときなんかは、もうその日にやりましたね、県土木所長の命令で。全部、いまでもその私覚えてますけども、ポールを立ててます、とっとっとっとっとっとっ立ってぐらいね、やりますよ。１つの事故を教訓にやりますよ。

うちの場合、なぜ私が問題にするかといいますと、あの高田城の外堀で子どもがガードレールを越えて飛び込んで死亡したんですよね。それは、やはり、もう誰が見てもガードレールが普通のガードレールじゃなくて、こうすりゃぽっと飛び込むようなことであってね、あれ金網張らせましたけれども、あれ議会で大問題にしてですね、金網張って、あのときに、もうそこだけじゃないじゃないかちゅうことで、８箇所全部整備をさせたことがありますけれどもね、こういう問題が議会で問題にならないと、こういう事故の教訓を活かしてね、安全対策をとらないというのは、やっぱり市長が怠慢だと思うんですよ。そのこと市長どう思いますか。

これは、いまある課長から答弁がありましたけれども、その担当課だけではなくて、市内全体の問題でね、やっぱ安全対策をとると、そういう姿勢があるのかどうか聞いときます。それでないとですね、申し訳ないと思いますよ、これは。

○議長（菅　健雄君）　プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長（中嶋栄治君）　それでは、まず５１号議案の再質疑についてお答えを申し上げます。

先程ご答弁申し上げましたように、当初この告知端末機器につきましては、一般競争入札をやる上で、新たな提案を受けるという項目で、一つの算定項目がございました。このために、必要最低限のものしかこの中に入れておりませんでした。で、今回その一般競争入札を行った段階で、新たな提案そのものがございませんでしたので、全戸に行き渡るための戸数を今回設計変更で発注をいたしたものでございます。

で、これにつきましては、工事そのものという、まあ機器の発注の数でございますので、先程申しましたように、この農林水産省分の工事の工期、平成２１年3月１３日につきましては、変更はございません。したがいまして、いままで私どもから市民の方々にご説明をいたしましたとおり、来年の２月から各戸に引き込み工事を開始をし、来年の６月に本放送を開始をする予定にいたしております。で、市内全域につきましては、２１年度中にそれぞれの引き込みが完了するという形になろうかと思っております。

それから、５２号議案の再質疑につきましてでございますが、先程申しました3，８１０戸と申しましたのは、設計の当時に全世帯数、市街地の全世帯数4，２４２という選定をいたしておりまして、これの約９割をこの工事の中に入れております。現行、市街地の中ですでに申込みがありましたのは1，１００程度でございまして、若干少のうございますが、いま、全力を挙げて勧誘といいますか、加入の申込みいただくように努力をしているところでございます。

したがいまして、先程ご質疑がありましたように、９月末までにお話をいただきますならば、その分につきましては、すべて引き込みが可能になるということになろうと思います。

それから５３号議案につきましては、あくまで今回の総務省分、いわゆる５２号議案も同一でありますが、５３号議案の総務省部分の今度の契約につき

ましては別工事でございます。別工事につきまして、本来であればすべて入札をしたいところでございますが、どうしてもＩRU契約で通信サービスを統一しなければならないという理由がございますので、通常であればその随契という話にはなりませんけれども、入札ができる部分を切り出して別々に分けたという形でございます。で、それぞれの別発注の工事でございますので、別工事の入札率をそのまま持ってくるということにはならないということになっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　農地整備課長尾形雄治君。

○農地整備課長（尾形雄治君）　大石議員の報告第１０号の再々質疑にお答えいたします。

今回の事故は、広域農道からローソンに入る中で発生した事故でございまして、当事者の渡辺さんのほうにも過失が5割あるということの中で、保険金が半額の1万5，７５０円が保険会社から出されるということの手続きでございます。

それで、占用許可の手続きあるいは危険箇所の調査等につきましては、早急に進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○農地整備課長（尾形雄治君）　ちょっと説明不足で補足させていただきます。

賠償金額の1万5，７５０円につきましては、保険会社のほうから支払いされるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菅　健雄君）　２２番大石忠昭君。

○２２番（大石忠昭君）　市長から明確な答弁がありませんので、もう一度聞きたいんですが、５１号議案の事業変更の問題でね、いま課長から聞けば、内容はこういうことだという、その中身はわかりますよ。それがね、なぜ当初の事業計画、当初の事業計画の中に組み入れて、ここまではこういう形で入札をやって、契約をして事業始めるんだというような説明をまず議員に徹底すべきだったと思うんですよ。それができずね、もう見切り発車をやって、もう途中でこれだけの事業変更やるということはね、やっぱ当初の見込みの考えが甘かったんではないかと。この辺の反省点はまったくないんですかちゅうことなんよ、一言で言うなら。市長、市長の考えを聞きたいんですよ。

それでね、もう大きく言うならば、告知端末機器を別入札じゃなくて、これをこれの中で入れようということになったということなんやけども、告知端末機器は、全世帯に対して、今度の事業変更に伴ってですね、何戸分をこの中に、この６億なんぼの中に入ってるのかね、何戸分の事業を公費でやろうとしてるのか、その辺をもう1回、世帯数がなんぼあって、豊後高田市の市長が述べてるように１００パーセント、１００パーセントと、１００パーセント目指すという、１００パーセントの世帯数がいくらあって、実際事業変更してですね、全員協議会も開かず、議員とも相談せんままね、こんだけの事業変更したという、それは何世帯分の告知端末機器を導入するね、契約するということなのか、それをちょっと市長説明してください。市長の考えがほしい、ほしいんです、それはね。

それから、これ大事な問題なので、市長いいですか、いまからのところが大事な問題なんですよ。よう聞いちょって、市長、質問中だけん聞いちょって、いまからんとこ大事なんですよ。

私の調査によりますと、ここ３年の間に世帯数がですね、人口の割に世帯数が豊後高田市伸んでいます。その理由は何かと。世帯分離をされてるんですよね。世帯分離をすれば、心身障がい者などについての今度の自立支援法の施行に伴い、こうやればね、もう自己負担が軽く済むという問題、あるいは介護保険についても、あるいは介護保険料についても、介護サービスについても、いわゆる世帯分離すれば、随分ね、まあ自己負担が軽くなるということでね、まあそれが理由でかなり世帯数が増えてることは、事実だと思うんですよね。そのことを市長ご存知でしょうか。

そうしますとね、今度のうちの条例では、そういう障がい者については、引き込み料も、とにかく基本的にはすべて無料でいきますということになったわけよね。使用料についても、無料あるいは3分の１か、無料だったと思いますね。いくことになるでしょう。同じ世帯の中に、同じ世帯の中に、世帯分離して、身障者がね、おると。身障者の名前ですればね、同じ世帯、実際同じ世帯やけども、どちらも世帯主になってますね。こういう世帯がかなりあります。だから、それでやれば、実際それは利用料も無料でいけるということになると思うんですけど、そういう理解でいいですね。

そうすると、全戸全戸というけど、そちらが無料とれて、同じ家の中にね、２口も申し込むことはないということが生まれてくるんですよね。よって、

私は世帯数の９割方をね、今度のこっちの５３号議案では契約するということやからね、大丈夫なのかと。９割方ったら、それこそ１００パーセントになるというような気がしてならないんですよ、私の試算ではね。

で、そこのところの、最初のいまの質問である告知端末機器については、いまの世帯主の数というのが高田ではいくらあるのか。その世帯主の数の何パーセント分を今度の事業変更によって契約するということになってるのか、聞きたいんですよね。

それは、そういう同じ世帯の中で世帯分離をしたとこがかなりあると思うんですけども、そういう計算をした上でのね、契約になってるのか。契約数が多すぎるんじゃないかという指摘なんですね。多すぎるんじゃないですかと、もう少し安くてできたんじゃないんですかという指摘なんですよ。その辺ちょっと、いや、そのこと考えてなかったのか、いや考えた上で、これだけの契約したんだということなのかね、非常に大事な点なんです。市長の見解を求めます。

そういうのは、市長がやっぱり答弁せないかんですよ。市長の政治姿勢が問われる問題やから。

それから、５２号議案についての３，８１０戸についての、これも市街地について、そういう市街地について、そういう問題をどうみるのかね。私も知ってる人でも随分ありますよ。同じ世帯が２つ分離されてるのはね。それを２口加入させるちゅうことは無理でしょう。無理になってくると思うんですよ。無理な話ですよね。だから、そういうことも含めた上でのこの３，８１０戸を今回契約しようとしてるのかどうなのか、その辺の市長の答弁を求めます。

それから５３号で、いわゆる工事名が違うんだから、前の工事が８０．１で、今度もそういうそのとおりいかんということなんやけど、いかんじゃなくて、それ以内で抑えても随契やったからやれるんでしょう。これ市長の政治姿勢でしょうがちゅうことを聞いてるんですよ。これは課長の権限じゃないでしょう。契約は市長なんだから、市長ね、この前は８０．１であんたとこは落札してくれたんじゃけども、今度随契できて、あんたとこにやりたいんやから、な、最低それでできんかという話ができた、できないんですかちゅうことを聞いてるわけよ。そこまで詰めた結果、いやできんちゅうことで８３．７パーセントの随契になったかということを聞いてるんですよ。市長、そういうときは市長がね、こんだけ職員に辛抱せよ、辛抱せよというぐらい詰めるんならね、こういう、いわゆるＮＴＴ大企業でしょうが。大企業に対してはそういう詰めた話ができないんですか。したのかしないのかちゅうことを市長の考え方を聞いてるんですよ。課長が答弁する問題じゃないんですよ、これは。

それと併せて、この５２号の仮契約と５３号の仮契約というのは、どちらが先にしたんかちゅうことも、これも非常に感心を持つとこなんですけど、それは市長、どちらが先にやったんですか。

こういう種のは新聞記事見たらね、もう本当に安い単価で落札したとこがなんぼでもあるでしょう。設計単価そのものが大変な問題なんやからね、安くいくらでも安くやろうと思うたらできるわけでしょう。あとの別な事業がいっぱい控えてるわけやから、全部それに自動的に入るわけやから、だから、随契でやるということになるならば、最低随契の条件は、前回並みあるいは前回以下というのが随契の条件じゃないかと思うんですよね。その辺市長の見解をもう１回求めます。

それからね、あとは損害賠償の件でね、これが保険から下りるか、下りんかなんかを聞いてるんじゃないんですよ。市長がわざわざ注意して答弁やらせ変えしましたけどね、そういうこと聞いてるんじゃない。

一番問題なのはね、やはりそういう広域農道という、あるいは林道という性格からね、溝蓋がしないでいい設計なってる、当初はね。だから、しかし、そこのその側溝を使って隣接地を宅地化する場合の条件としてね、やはり整備してないと、そういう今度割れたから、損害弁償は市が持てということになるでしょうがと。だから、そのときに埋立工事を認めたときに、なんでそこのね、県じゃったら、必ずいまやらせてますよ、全部側溝整備させますよ。その事業者に対してね。それをなぜそういうことにならなかったのかね、そういうこと聞いてるんですよ。それは、前のあなたの市長の前のことか、いまのことかようわからんけど、その辺市長自身がどう考えるかちゅうことを聞いてるんです。

それからね、いま、半分向こう、相手方にね、過失があったんだと言うけど、具体的にはどんな事故やったのかね。半分、半分向こうにあるちゅうことは、どういうことなのか、ちょっと市民にわかるようにしてもらえんですかね。

これ書いてる文面からいったら、溝蓋が割れたち

ゅうわけでしょう。溝蓋が割れたというわけね。溝蓋が割れたのに、向こうにも過失があったちゅうことは、どういうことなのか、それ説明してもらいたいんです。

それからね、次は、早急に調査をいたしますという答弁があったんですよ。私はそれ聞いてるのは、担当課長じゃないんですよと。広域農道だけじゃなくて、市道でも同じようなね、これは溝蓋だけの問題じゃない、道路に穴が開いてる問題から、少し崩壊状況にあるところから、いろんな問題があるじゃないですか。そういうのを今度のこういう事故を教訓にしてですね、やっぱり早急に調査をして、対処すべきとこは対処、整備するとこは整備するというようにすべきじゃないかという指摘をしてるんです。それは、市長が命令せんといかんじゃないかちゅうことを、市長の考え聞いてるんですよ。私から詰められて、早急に調査をいたしますじゃなくて、市長が命令する問題じゃないかということを聞いてるんです。市長どうですか、そういう命令はしなくていいんですか。

県の事業、私はね、もう県はすごいと思うんですよ。県でいろんな対応してますけどね、もう一つのことがあったらね、もう全部教訓にして、もう徹底してますよ、そら。市長も県の部長をされたことがあるんですからね、やっぱりそのいい面は県からでも国からでも学んで活かすというのが、市長じゃないんですか。市長の見解をもう一度お尋ねいたします。

○議長（菅　健雄君）　プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長（中嶋栄治君）　５１号議案以下の再々質疑にお答えを申し上げます。

まず、告知端末の工事につきましては、昨年の１２月のこの１期工事の議案をいただくときに、この議案質疑の中で、次に何があるかという話の中では、告知端末の工事がございますということでお答えをしてきたところでございます。

それから、先程申しました、私どもの世帯数の予定、約９割の１万３２０というふうに申し上げましたが、この世帯数につきましては、私ども工事上引き込みが予定される建物を調査で調べております。その調査の数の９割という形でここに載せさせていただいてございます。

それから５２号議案、５３号議案の再々質疑でございますが、入札の時期と見積りをいただいた時期は、同時でございます。で、それぞれの部分につきまして、どちらが先ということはございません。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　市長永松博文君。

○市長（永松博文君）　私のほうから、一応５２号、５３号議案のことについても少し話しますと、できるだけ競争入札がいいということで、なんとかして分ける方法はないかということ、分けられるものは分けて、５２、５３にしたことも事実でありますし、それと同時に、昨年より今年のほうが材料費が上がってるということも事実のようでございまして、競争入札、それと随契と両方、随契についても、やはりおっしゃるように、昨年の随契の金額に近づけるようにということのお願いは、両方ともちゃんとしてるわけでございますけども、結果的にはこういう結果になったということでございます。

それから、第５号報告の関連ですけれども、占用許可を与えてなかったという問題は確かにあると思います。これから、そういう面で占用許可をしてないところがあるかどうかも、ちょっと調査をそれはさせていただきたいと思っておりますし、占用許可を与える場合には、条件を付けるということは、これはしていいんではないか。今回のローソンについてもそういう折衝をさせております。これからも、元々そういうことの中で、側溝というのと、そこを渡るという意味では、だいぶん違うんではないかと思いますんで、占用許可を受けたその部分については、ちゃんとしたものをさせてもらうという、そういうふうな感じにやらしていただこうと思っております。

そういうことの中で、事故がないような道路整備、そういうものを我々するのは当然でございますし、そういう面では、これからも気をつけていきたいと思いますけども、特に、占用許可等の問題につきましては調査をさせて、そして、そういう意味のもので不備なものは、ちゃんとさせていかなきゃならんだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　ほかに。

○２２番（大石忠昭君）　議長、答弁がね、答弁漏れが、いいですか。答弁漏れ。

いま、課長から告知端末機器については１２月に説明してると、そのことをそんな質問してないんですよ。そんなん全部わかりきってます。私が質問した大事な点ね、当初計画に、いま、今回変更した部

分についてはね、当然当初計画に入れるべきじゃなかったかと、その辺市長がどう反省してるかちゅう、市長の見解聞いてるんですよ。それから、こんだけ４割も変更するちなったら、やっぱ議会の全員協議会なり開いてね、説明責任があったんじゃないかちゅう、これを市長答えてもらえませんか。もう、そら真玉の議員さんたちでも、そら腹ん中はかなり怒ってるんじゃないですか。笑いごとじゃないですよ、それは。

ちゃんと答えて、市長、答えないかんわ、そういう問題は。

○議長（菅　健雄君）　答弁ありますか。

○２２番（大石忠昭君）　答弁ありますかじゃない、答弁をしなさいちゅうぐらい言わんと悪いんじゃないんな、議長が。だからなめられしもうんじゃわ。真玉から議長が出て、なお悪うなってしもうたな。

○議長（菅　健雄君）　答弁がないようですので、議事を進めます。

ほかに質疑はありませんか。

１２番鴛海政幸君。

○１２番（鴛海政幸君）　私はまあ時間をかけません。単刀直入に申し上げて、そして今後の対応、対策にひとつ専念していただきたいと、こういうふうに思っております。

前者の、２２番議員の大石議員から、縷々入札行為あるいは、またそれにまつわる質問をして答弁があったわけでございますが、それは理解をしておるわけでございます。

私が意見と要望を言いたいのは、報第１０号ですね、先程市長が答弁して、内容的には、別になんら異議はございません。地方自治法の第１８０条の第１項の規定に基づいて、その賠償業務を対応したとこういうふうなことで、条例じゃなくて、規定によってそういう行為をしたということについては、何ら異議を言うところではございませんが、私はまあこの広域農道ですか、この広域農道は、当初は県工事として対応してきた経過があるんではなかろうかと。しかしながら、最近になって三位一体とこういうふうなことで、県からその地域にあるところの市に移管行為、いわゆる管理責任あるいはまた管理を委託行為をしておるんではなかろうかとこういうふうに理解をしておるわけでございますが、非常に私は、広域農道そのものが市の管轄ということになりますと、今度事故があったローソン、いわゆる犬田のローソンから香々地の見目ですか、あそこに通ずる道路ということになると、非常に長いその延長であろうと。その中では、いわゆる不特定多数的な店舗ではなくして、多数入る店舗じゃなくして、山林に入ったり、あるいはまた横の道に入ったりするような箇所等においても、こういうひとつのいわゆるU字溝で蓋をしたところがあるんではなかろうかと、こういうふうなことで、私は今後の課題として、これらについては、私はまあ全部管理をして、調査をして管理をせよとこういうことになると、これは大変な業務であるとこのようなことで、私はそういうところには、市報を通じながら、あるいはまた集落にいろいろな集落座談会等々持ったときには、そういう説明をしながら対応していく必要性があるんではなかろうかと。

それと同時に、今度の事故を教訓に、私たちは、特に考えていかねばならないこの第５号報告についてもですね、非常に市長が山間へき地の地域住民の方に安心と、財産を守る、安心・安全な生活をするということで、５メーターから３メーターに縮小してきた、非常に喜ばしいことなんですが、これらについてもですね、非常に今後私は心配しておるのは、こういった今度のような件についての類、いわゆる似てきた、いわゆる３メーターじゃなくて、２メーター５０あっても市に要望し、あるいはまた、市の対策に対すること等が発生してくるんではなかろうかと、こういうふうなことで、私は、先程大石議員が言われたように、いくら辛抱せよ、辛抱いったって、こういうこまいところから、いわゆる担当課長は、目を光らかしてですね、対応していかないと、いかに行政面の辛抱は辛抱にならないと。

この今度の問題は、金額が1万5，７５０円ですか、非常に微々たるものですけれども、やはりこういうことが山積してくると、まあ昔の人が言うように、蟻の一穴城をも崩すとこういうふうなことで、非常に流動してくると金額は嵩んでくると、こういうふうなことで、今後は、農地整備課長ですか、あるいはまた建設課長等々につきましては、いまから先、また本年度も台風が来て、風水害等でいろいろと工事が発生してくると思うんですが、胸を張って、そして交渉する段階については、やはり市長から課長に指名をされたという大きな気持ちで、胸を張っていわゆる対応していただきたいと。

今度のこのローソンの問題にしてもですね、県工事の場合だったら、店舗を作ればその占用道路に対しての進入、いわゆる出入り口等が規制されて、き

ちっと県がするわけでございますが、私はこの今度の件について、担当課長はもう少し胸を張って交渉していただきたい。

というのはですね、この文面を見ますと、側溝の蓋が割れて相手方の車両タイヤが破損したとこう言うけれども、私は県工事として、あるいはまたおそらく農免道路ができたあとでそういう店舗ができたんだろうと思うんですが、なぜそのときにですね、ローソン等がやはり店舗、私方は店舗を持つんですが、市はこういうふうなことでどうだろうかという、いわゆる合議をするようなひとつの指導、これらが今後は非常に必要になるんではなかうかとこう思うわけなんで、いろいろ意見を申し上げますと、先程課長が説明した、いわゆる1万5，７５０円これをプラスして、なんか3万なんぼとか言うけどが、自動車がどういう自動車かもしりませんが、非常にタイヤだけのいわゆる補償ということについては、非常にもう高いんじゃないかというような気がするわけなんですが、これはひとつ専決で決定されたということで、あえて私はことばを出す必要はないわけなんですが、今後の課題として、いわゆる広域農道、それから市道、これにまつわって、今後、いまの地域住民の方は、なんでんかんでも市におんぶに抱っこという気持ちで、自分たちがせねばならない、あるいはまた共同で、部落の共同でせねばならない工事等についてもですね、全部市のほうにいわゆるそういう責任というか、仕事の対応についての要望が今後は非常に出てくる可能性があると。

こういうようなことで、ひとつ、これをひとつ教訓にして、おそらく課長決裁でいかれる場合、あるいはまた副市長決裁でいかれる場合、市長はその報告を聞き、そして決定、答えを出すわけなんですが、今後はそういうふうなことで、ひとつ前回にも私が申し上げましたように、お互いが痛みを分かち合って、ひとつ行政、市民とこういうふうなことで対応していかないと、今後これだけの細かいひとつの事故がですね、3万いくらなんですが、これは保険等々があって持ち出しがないような報告があったわけなんですが、それはそれなりに、今後はこれに倍加するような大きな事故が発生する可能性もあらせんかと思うわけなんで、今後は、ひとつ担当課長は、その自分にあてがった職務というものを十二分に考えて、そして行政、市長にあまり心配をかけない、そして、また、交渉する段階においても、胸を張って豊後高田市の何々課長であるとこういうふうなことで、きちっとしたひとつの対策、対応に取り組んでいただきたいと。

非常に今後の取り組みについては、先程も申しましたように、農業そのものにつきましても、営農組合から法人組織と、こういうふうに一つのステップを踏んで懸命な努力をしておる。そういう中でも、いわゆる市に細かい事業においても、自分たちでできるやつを市に、もうほとんどの方が約９９パーセントぐらいは、市に対応していただきたいとか、あるいは市に助成補助してもらいたいというのが現況ではなかろうかと思うわけなんで、今後、これを教訓にしてですね、お互いが、課内の課長会等においても連携をとりながら、ひとつ、いいひとつの組織対応に取り組んでいっていただきたいとこのようにお願いをいたしまして、もう答弁も要りません。思いつきで悪いんですが、ひとつ十二分な対応をしていただきたいと、こういうふうに切に要望して終わります。

○議長（菅　健雄君） ほかに質疑はありませんか。

１６番川原直記君。

○１６番（川原直記君）　１６番の川原直記でございます。

先程２２番議員の大石さんが質疑をされましたけど、私も５１号議案について、市長にお尋ねしたいと思います。

提案説明の中で、僅か2行ほどの段で、６億7，０００万円という大きな金額の変更を求めるということでございます。まあ私どもといたしましても、非常に理解ができませんで、私どもが当初いただいた3月の予算で、ケーブルネットの事業費がありましたが、その中で、私が理解するのは、１９億7，９００万円という金額があります。この中でですね、変更前の契約ができていたものだと私は理解しておりました。変更後２３億6，９００万円となっております。こういった金額が、先に補正があるべきではないかと思っていますけど、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、変更比率が今度３９パーセントぐらいな感じになるんですけど、そういった場合に、変更比率の上限や契約のやり直しとかいうのは、元々そういったものには市の条例等にはないのか。また、そういったことは今後とも許されることなのか。

それから、この変更ですね、どういう段階でどちらから要望があったのか。施工業者側なのか、市側なのか、その辺も説明を充分にいただきたいと思い

ますし、先程の課長の説明を聞き入っていますと、告知端末は、なんか元々入ってないで、あとから追加をするのが当然であったような言い方ですけど、まあ市民の皆様は、告知端末があるから入ろうという人も多かったと私は理解しておりますし、そういったことを、ただ口頭だけの説明で終わって、それで私たちも理解してくれというのが無理ではないかという、私は思っております。

とりあえず、いま言った何点かをお聞きしたいと思いますし、それから５３号議案もですね、随意契約ということでなっておりますけど、これもですね、もしかしたら、最初の契約のときに、この契約をあなた方にやるから、初めの契約を若干安くしておってくれという話にも持っていっても不思議ではないような気がいたしております。

当初、そういった随意契約がするという、その会社でなければならないというならばですね、当初からその計画があってよかったのではないかと思っておりますし、それから、５２号議案に対しましても、当初は、ケーブルテレビネット事業に対しては総合評価ということで謳っておりました。今回は、そういった２期工区伝送路工事が違う工事店にいったということで、その辺の説明もお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（菅　健雄君）　プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長（中嶋栄治君）　まず５１号議案に対する質疑についてお答えを申し上げます。

先程予算の関係という話でございましたが、今回変更する前の１６億9，６２６万4，５００円の契約につきましては、１８年度の予算とプラスして債務負担行為による予算で執行いたしております。今回の増加分６億強につきましては、私どもケーブルテレビの工事請負費、プラス同時に出しております債務負担行為に基づいた契約という形で執行させていただいております。

それから、先程大石議員のご質疑にもご答弁を申し上げましたように、この告知端末の工事につきましては、当初、一般競争入札でする際に、入札に応じた企業から、普通の応じた企業から、新たな告知端末機器、どういう機器があるかということで、審査の対象として提案を求めました。そのために、私どもとしては、最低限の機種、機種の機材の部分しか設計に入れておりませんでした。当然新しい点があれば、それについて変わるという考え方がございましたので、その分しか入れておりません。

で、先程にご答弁を申し上げましたように、１２月定例会、１８年の１２月定例会におきまして、今後告知端末の購入があり得るという形のものでお願いをしておりました。

もう１点質疑がございました、いわゆる４割強を超えるような変更につきましては、当市についてその部分について、規制する部分はございません。

それから５２号議案、５３号議案につきましては、先程もご答弁申し上げましたように、新たに財源とするその交付金が違うこと、それから工期が違うことから、同様の契約にできないという理由がございます。したがいまして、私どもこれを先程市長からも答弁がございましたように、どういうふうにして競争に付すかということのほうに苦心をいたしました。そのために、ＩＲＵ事業者は決まっておりましたけれども、どこまでであれば競争入札に付せるかということで、この工区を２つに分けて、伝送路については競争入札、どうしても技術的な問題から、前の事業者と同一としなければならない分を随意契約というふうにしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　１６番川原直記君。

○１６番（川原直記君）　はい、再質疑をいたします。

答弁だけ、ことばだけですので、その6億7，０００万円という内訳は、全然理解はいまだにできません。それで、例えば、じゃこれもう極端な話、当初の契約の倍になっても、当然皆さんは納得すべきだということになるんかなと私はそう思うんですけど、例えば、いまさっきよく聞き取れませんでしたけど、クマゼミの問題とかいったことも言ってましたけど、そういった問題はこの夏に発生したことなんですか。それとも以前からあったんですけど、そういうことはどちらも把握してなかったことなんでしょうか。

それで、本当に予算内でできるというようなお考えでしょうけど、本当これもう誰が考えても４０パーセントという変更は、非常に理解を得がたいと思います。私は、できたらもう少し全員協議会等で詳しい説明があって当然だと思いますし、皆さんそれぞれお聞きしたいことがあるのではないかと思っておりますので、その辺も含めて少し休憩とるなり、時間をいただける、皆さんのご理解がいただければ、

そういった方法がいいのではないかと思っておりますけど。その辺、先の質問、質疑をお答えをいただきたいと思います。

○議長（菅　健雄君）　プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長（中嶋栄治君）　再質疑にお答えを申し上げます。

５１号議案の変更内容の主なものにつきましては、先程申しました告知端末関係が６億２，０００万、それから伝送路、それからクマゼミ対策の関係費用が６，３００万の増、で、ＮＴＴ局舎の利用につきましては、約３，６００万の減という形で、全体の補正が組み上がっております。

で、クマゼミにつきましては、以前から一部で言われておりましたけれども、今年の夏に、大阪、それから東京方面で非常に多く被害が発生をしたということで、今回変更をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　１６番川原直記君。

○１６番（川原直記君）　私どもも３日ほど前にこの資料いただきまして、何も詳しい精査はできませんでしたが、現実にいま言ったようなお話で、市長の提案理由の説明も本当に１行というような簡単なものでございますし、質疑がなければ、もうそのまま説明もないような事態で、今後ともこういったことを続けるのか、また今回が特別なのか、その辺だけを市長にお答えをいただきたいと思いますし、私個人としましては、非常に市民の皆さんに対しては、この変更の金額は説明のしようがないような気がいたしております。市長がその辺をお答えいただければお聞きしたいと思います。

○議長（菅　健雄君）　市長永松博文君。

○市長（永松博文君）　それでは私のほうからお答えいたします。

こういうような工事というのは確かにありませんし、今回限りになると思います。内容としては、先程担当課長が話しましたように、結局は、告知端末、できればいい告知端末を入れたいという、それと同時に、できるだけやはり公共、市の負担でいきたいというそういうようなものもありました。そういう面で、当初から告知端末のどういうものかという提案を非常に求めたわけであります。そういう面で、いい提案がなかった、普通どおりの、私ども設計と同じ設計しかなかったということの中で、こういうことになった次第でありまして、当初は、そういうふうで７２、公共施設だけに入れて様子を見たということは事実でございますし、それで、それが全戸に持っていったという、それが、７２台が1万３２０台ということでなったということの中でこういう大きな変更です。

そういう面で、一応こういうような内容の中ということは、まあそんなにあるもんじゃないし、もう少し答弁の中でこの話をしてもよかったかなというふう気は、確かにいたしております。そういうで、内容としては、いま大きな理由としては、告知端末を全部に普及させる。それも、そういうことの中で、新しい何かいい提案があればということで総合評価の中で求めたけども、まあ設計どおりのものしかなかったんで、そのまま変更でもっていったというそういうことでございますので、ご了解をいただきたいとそういうことで、私どもも、市民の人たちにその隠そうとか、またそういうような意味じゃなかったんですけども、そこ辺でございます。

それから、随契の話も先程課長が言ったとおりですけれども、何もそういう密約とかそういう話はまったくありませんし、そのちょっと意外な話が出たなという気がいたします。

総合評価でやって、いろんな先生方とも話しいたしましたし、そういう中で、こういうふうな感じになったということで、事業も、違う事業というものは確かにおかしな話ではありますけれども、違う事業であったということと、それともう一つは、やはり原則的には競争入札だと私は思っております。そういうもんで、できるだけ競争入札にもっていく。ただし、運営がどうできるかということが大きな問題でありますので、そういう感じでやっていった。そういうことでございまして、戸数が台数が増えたということでご理解いただきたいと思う次第でございます。

以上でございます。

○議長（菅　健雄君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅　健雄君）　これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

２２番大石忠昭君。

○２２番（大石忠昭君）　日本共産党の大石であります。私は第５１、５２、５３号議案に反対討論をいたします。

基本的には、住民負担の軽減を図り、ケーブル事業を推進することについては当然賛成であります。前回の当初契約についても当然賛成をし、賛成討論をしたと思います。しかし、今回のこの３議案について、いまも１６番議員からも質疑の中で、ただ口頭での説明だけではなかなか理解できないではないかという意見が出されましたように、この事業については、やっぱり市民に広く理解をしていただき、市民の協力がなければ、これだけの３０億円を超える事業を実施しても、その効果は非常に薄いわけだと思うんですよ。だから、ましてや市民の代表である市議会議員に対して、今回のこの事業計画の変更内容についても、資料１枚として提示せず、具体的な事前説明もないという、そういう市長の政治手法について私は厳しく批判をするものであります。

また、議会で質問を受けても、市長自身が、市民が理解できるようなまともな答弁もまるっきりないと。聞かれないことについても縷々述べておりますけれどもね、これではね、ますます市民は、こういう永松市長では困ると批判の声が高まるんじゃないかと思うんです。

よって、私は問題なのは、この５１号議案の事業変更の内容の中身については、私なりに理解できますよ。私は口頭でも理解できました。しかし、問題なのは、それならば、なぜ当初の入札の時点で、ここまで含めた形でね、入札しておればもっと安くできたんじゃないかとこう思ってならないんですよね。いま、全国調査しておりますけれども、もっと安いとこは随分あります。私ところは総合評価方式の一般競争入札を導入しまして、設計単価に比べて８０．１で落札をしたんですけどね、ここまで含めた事業でやれば、もっと安くという可能性もあったはずなんです。なぜそれがやらなかったのか、その辺の市長に反省点を求めたけれども、市長は、一言も答弁ないんですよね。ここが問題、だから私はあえて反対するわけです。

で、ましてや、今回の告知端末が1万３２０戸を契約すると。実際にこれあと２年以内で、それだけの世帯が加入していただいて、こういう形で業者が事業できるようなことになるんかという点では、非常に見通しが暗い状況だと思うんです。その手法そのものがね、担当課は課長をはじめエリートの職員揃いでね、それぞれ努力をしております。出前講座なんかやってね。しかし、市長のそういう政治手法そのものがね、やっぱ市民の中に批判があるだけにね、やっぱり議員の中からも、やっぱりいろいろと苦情が出ていることも私なりに直接耳にしております。否決しようかという意見も随分あったようですね。で、よって、やはり、私は大いに今回のこの議案に審議にあたってね、市長の態度については反省を求めるものであります。

よって、今回のこの５１号については、事業変更が適正でないと、これだけの事業を公費で契約するというならば、当初計画の中に入れて入札をすべきだったということでこれ反対いたします。

それから、５２号、５３号につきましてですが、これについても、昨年の事業については、総合評価方式の一般競争入札の方法をとりましたけれども、今回については、そうではない方法をとるね。で、５３号については、市長自身も原則競争入札が本当なんだと、しかし云々ということでしょう。と、やっぱり原則を貫いて一般競争入札でやるべきだったと思うんですよね。

昨年の総合評価方式の入札については、議員からも評価する声が出されたんですよね。よって、次のこの追加工事についても同じ方法で入札をすべきだったと思うんです。それをやらなくって、手前勝手にね、随契という方法をとったと。それも前回の８０．１よりも低い単価と、ぎりぎりいっても８０．１で、随契だから話がついたというんなら別ですよ。そうじゃなくてね、それより高い単価で、その前回の業者と、同じ業者と契約したと、契約をしようという、そういう手法についてはね、もう反対であります。

よって、この３つの議案に反対いたしますので、ご賛同できる方は、ご賛同を求めます。

以上であります。

○議長（菅　健雄君）　ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅　健雄君）　これにて討論を終結いたします。

これより第５１号議案から第５３号議案までを一括して起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（菅　健雄君）　起立多数であります。

よって、第５１号議案から第５３号議案までについては、原案のとおり可決されました。

次に、第５号報告を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　ご異議なしと認めます。
よって、第５号報告については、承認されました。
○議長（菅　健雄君）　日程第４、第５４号議案を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
市長永松博文君。
○市長（永松博文君）　提案理由のご説明を申し上げます。
第５４号議案は、教育委員会委員の任命についてでございまして、現在欠員中の豊後高田市教育委員会委員に植木倫子氏を任命したいので同意を求めるものでございます。
何とぞ慎重審議のうえご協賛賜りますようお願い申し上げます。
○議長（菅　健雄君）　おはかりいたします。
本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　ご異議なしと認めます。
よって、第５４号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
２２番大石忠昭君。
○２２番（大石忠昭君）　５４号議案について質疑をいたします。
本来ならば、９月議会に提案すべき議案が今回臨時議会になったわけなんですけれども、その間には、選任に手間取ったというふうに聞いています。よって、今回提案されております植木氏につきまして、この方が、約2万人有権者がおりますけれども、その中でもこの方が豊後高田市の教育委員に適任なんだという根拠を示すね、経歴その他実績などを市民にわかりやすく説明してもらいたいと思うんです。
本来ならば、今後の問題として、さっきのケーブルテレビの問題じゃありませんけれどもね、やっぱり広くなりましたんでね、合併しまして、それぞれ旧高田の方については、真玉、香々地の方もね、なかなか理解するのは大変だと思うんで、こういう人事案件については、その都度、資料としてその方の経歴書ぐらいは皆さんにお配りをするというような方法をとってね、あまりこういう形でそう人事問題で質疑しなくても、読めばわかるような方式とってもらったらと思うんですけど、その辺も含めてね、答弁をしてもらいたいと思います。
○議長（菅　健雄君）　市参事兼総務課長佐藤良雄君。
○市参事兼総務課長（佐藤良雄君）　大石議員のご質疑にお答えいたします。
本人の履歴につきまして、ご報告させていただきます。
植木氏につきましては、元高田小学校ＰＴＡの副会長、元高田高校ＰＴＡ副会長、それから現在学校評議員を務めております。そして、元学校の薬剤師と。学歴につきましては、大学の薬学部を卒業されて、その翌月に薬剤師の国家試験を合格をされている方でございます。
それから、今後のことでございますけれども、これにつきましては、資料で様式を定めてお渡しをしたいと思っております。
以上であります。
○議長（菅　健雄君）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより第５４号議案を採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　ご異議なしと認めます。
よって、第５４号議案については、これに同意することに決しました。
○議長（菅　健雄君）　日程第５、第５５号議案を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
市長永松博文君。
○市長（永松博文君）　提案理由のご説明を申し上げます。
第５５号議案は、公平委員会委員の選任についてでございまして、現在欠員中の豊後高田市公平委員会委員に高橋實氏を再任したいので同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議のうえご協賛賜りますようお願い申し上げます。
○議長（菅　健雄君）　おはかりいたします。
本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　ご異議なしと認めます。
よって、第５５号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより第５５号議案を採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（菅　健雄君）　ご異議なしと認めます。
よって、第５５号議案については、これに同意することに決しました。
○議長（菅　健雄君）　以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。
これをもちまして、平成１９年第２回豊後高田市議会臨時会を閉会いたします。

午前１１時５５分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長　　菅　　健　雄

豊後高田市議会議員　　中山田　健　晴

〃　　　　　　河　野　徳　久